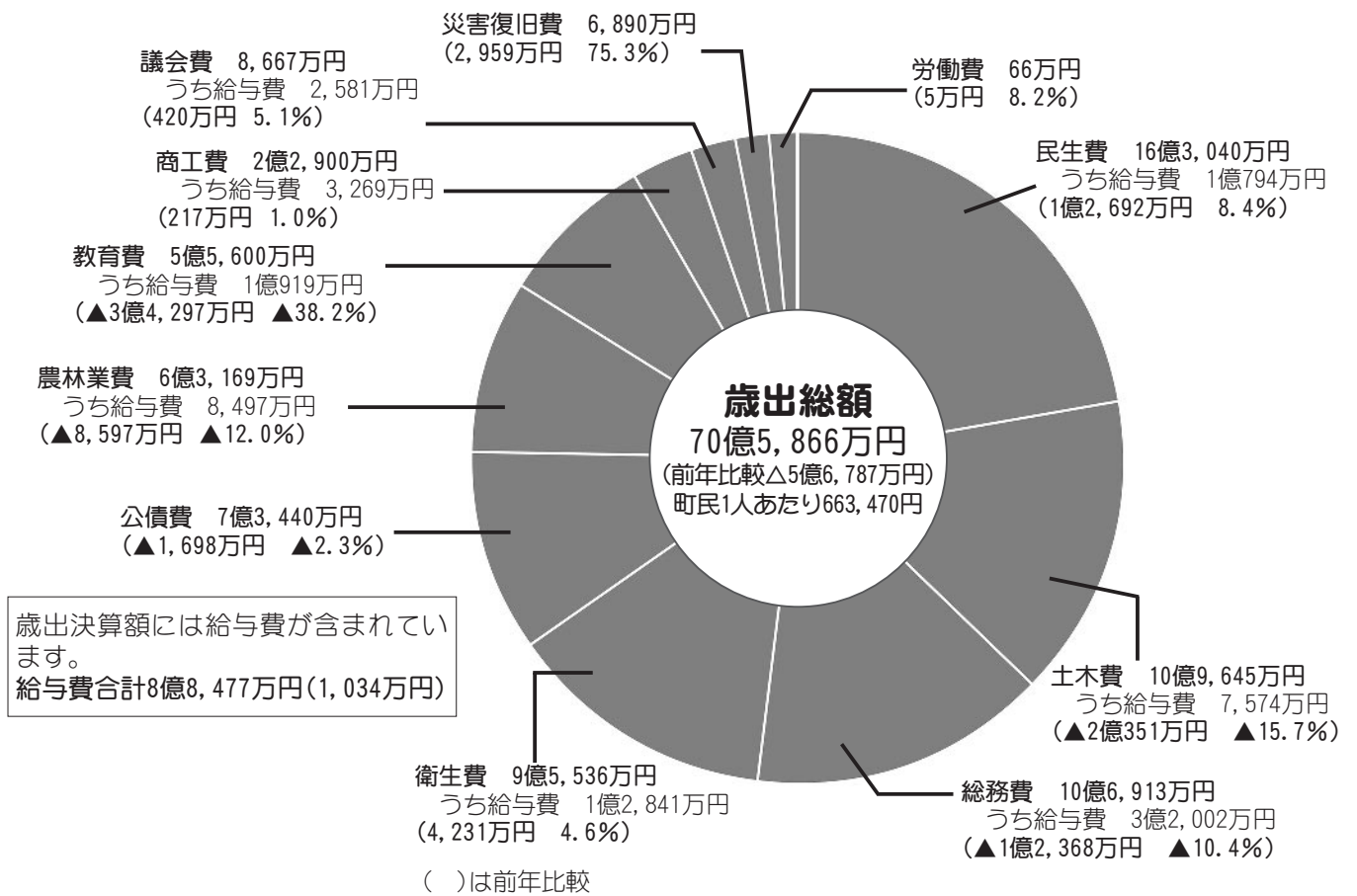


健全化判断比率の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、決算に基き一般会計は「健全化判断比率」(表4)、公営企業は「資金不足比率」(P6)を算定し、公表することになっていきます。各比率は基準値を下回っており健全段階にありますが、財政状況の実態は経常的な収入の約9割が経常的な支出(人件費・扶助費・公債費など)に充てられています。収入の7割強が国や北海道から交付される依存財源で賄われており、財政構造は依然として厳しい状況です。今後も健全な財政運営に向けて努力していきます。

表4 健全化判断比率の前年度比較と判断基準

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	判断基準	
			早期健全化	財政再生
実質赤字比率	— (7.8黒字)	— (5.3黒字)	15%以上	20%以上
連結実質赤字比率	— (26.3黒字)	— (23.9黒字)	20%以上	40%以上
実質公債費比率	9.0%	10.6%	25%以上	35%以上
将来負担比率	55.8%	61.5%	350%以上	—



**実質赤字比率**  
【一般会計赤字額÷町の財政規模】  
町の最も主要な会計である一般会計の赤字の割合です。家庭で例えると、大黒柱(一般会計)の財布の状況で、年間収支の赤字が1年間の収入に対して、どのくらいの割合かを示します。

**連結実質赤字比率**  
【全会計の赤字総額÷町の財政規模】  
一般会計だけでなく、特別会計や企業会計といった公営企業会計を含む全会計の赤字総額の割合です。大黒柱(一般会計)の子(公営事業)が赤字を抱えている場合、大黒柱が赤字でなくても、最終的に責任を取らなければなりません。全体の赤字が大黒柱の給料のどのくらいの割合かを示すものです。

**実質公債費比率**  
【1年間の借金返済額÷町の財政規模】  
全会計(一般会計・特別会計・企業会計)のローン返済に支出された額の割合です。大黒柱(一般会計)の1年間の収入に対する1年間のローン返済額(全会計)の割合で、返済額には大黒柱自身のローンのほか、子(公営事業)や親戚(広域連合など)のローンの大黒柱負担分も含まれます。

**将来負担比率**  
【(負債残高総額-積立金等総額)÷町の財政規模】  
家庭に例えると1年間の収入に対して、ローン総額がどのくらいあるかの割合です。子(公営事業)や親戚(広域連合など)のローン負担分も含まれますが、貯金(基金)分は差し引いて考えます。